

# 徳島県訪問看護支援センターだより

公益社団法人徳島県看護協会

第13号

令和2年4月

徳島県訪問看護支援センターだより第13号を発行いたします。

訪問看護事業所の皆様方におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策で緊張の連続と思います。

新型コロナウイルスは、ちょっとした油断でウイルスが持ち込まれると言われています。今一度、感染管理を徹底しましょう。

訪問看護支援センターは、徳島県と連携しながら最新情報を提供するとともに、徳島県の訪問看護の支援と充実を目指したいと思います。困りごとや要望等がありましたらご連絡ください。

## 新型コロナウイルス感染症に係る訪問看護の臨時的対応

新型コロナウイルス感染症にかかる介護報酬・診療報酬における訪問看護の臨時的対応について、以下、一部抜粋して掲載します。詳しくは紹介しておりますHPを参照してください。

また、徳島県から「新型コロナウイルス感染症について」に関するチラシも添付していますので、ステーション内に掲示し、対応してください。

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る訪問看護の臨時的取扱い及び報酬

参考資料：「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」2020,4,24

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625141.pdf>

問5 新型コロナウイルスに関連して、自治体等の要請に基づき外出を自粛している者であって主治医の診察の結果、継続的な訪問看護が必要であるものとして指示書が発行され、訪問看護ステーションの看護師等が継続的に宿泊施設に訪問看護を行った場合、訪問看護療養費は算定できるか

(答) 算定できる。なお、医療機関から訪問看護・指導を実施した場合についても同様に訪問看護・指導に係る報酬を算定できる。

問6 新型コロナウイルス感染症の利用者(新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。以下同じ。)に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合は、どのような取扱いとなるか

(答) 訪問看護ステーションにおいては特別管理加算(2,500円)を、医療機関においては在宅移行管理加算(250点)を、月に1回算定できる。また、特別管理加算を新型コロナウイルス感染症の利用者に対してのみ算定する訪問看護ステーションについては、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号)第一の六の(5)に規定する基準を満たしているものとみなすとともに、届出は不要とすること。

なお、すでに特別管理加算又は在宅移行管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に1回算定できる。

訪問看護ステーションにおいては、訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残すこと。また、訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。

問7 主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者について、新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合であって、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合、訪問看護療養費を算定できるのか。

(答) 当該利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費のみを算定可能とする。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。

なお、訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残すこと。訪問看護療養費明細書には、「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険の訪問看護の臨時的対応

参考資料:「厚生労働省老健局老人保健課他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第10報)」2020,4,24

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625179.pdf>

問1 主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者等から、新型コロナウイルス感染症に対する不安等により訪問を控えるよう要請された場合に、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行うことで、訪問看護費の算定は可能か

(答) 利用者等が新型コロナウイルスの感染への懸念から訪問を控えるよう要請された場合であっても、まずは医療上の必要性を説明し、利用者等の理解を得て、訪問看護の継続に努める必要がある。そのうえでもなお、利用者等から訪問を控えるよう要請があった場合の対応として、利用者等の同意を前提として、

- ・当該月に看護職員による居宅を訪問しての訪問看護を1日以上提供した実績があり、
- ・主治医への状況報告と指示の確認を行った上で、
- ・看護職員が電話等により本人の病状確認や療養指導等を実施した場合には、20分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可能である。

なお、提供する訪問看護の時間についてケアプランの変更が必要であることに留意するとともに、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について、訪問看護記録書に記録しておくこと。

## 訪問看護支援センター研修案内

新型コロナウイルス感染拡大により、研修の一部を中止しています。

ただし、訪問看護師養成講習会(eラーニング課程)は、一部研修内容を変更し、実施いたします。実施要領等を添付していますので、ご覧になり、徳島県看護協会(訪問看護支援センター)HPから申し込みください。

今後の研修については、徳島県看護協会(訪問看護支援センター)HPをご覧ください。